

一般社団法人徳島県医師会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県医師会（以下「本会」という。）定款第12条の規定に基づき必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 優功賞
- (2) 功労賞

2 前項の規定の適用については、理事会において選考の上、会長が決定するものとする。

(優功賞の対象者)

第3条 優功賞の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会会長を退任した者
- (2) 通算して在任6年に達した本会役員、代議員会議長及び代議員会副議長
- (3) 会長が特にその功績顕著と認めた者

2 同一の時期に前項各号のうち複数に該当し受賞する者は、会長の判断により、それらのうち一つの優功賞を受賞するものとする。

(功労賞の対象者)

第4条 功労賞の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通算して在任10年に達した本会代議員
- (2) 本会設置の委員会の委員であって、委嘱期間が通算して10年に達した者
- (3) 郡市等医師会長を退任した者
- (4) 通算して在任10年に達した診療報酬審査会委員
- (5) 通算して在任20年に達した学校医
- (6) 通算して在任20年に達した県立総合看護学校講師
- (7) 会長が特にその功績を認めた個人及び団体

2 同一の時期に前項第1号から第6号の複数に該当し受賞するものは、会長の判断により、それらのうち一つの功労賞を受賞するものとする、。

3 優功賞を受賞した者は、功労賞を受けることはできないものとする。

(期間の算定及び基準日)

第5条 優功賞及び功労賞の対象者にかかわる期間の算定は、年度数（在任期間又は委嘱期間が1年に充たない年度は1年度とする。）をもって行う。

前項の期間の算定は、毎年1月1日をもって行うものとする。

(決定についての連絡)

第6条 第2条第2項の規定に基づき会長が表彰を決定したときは、会長は、すみやかに受賞者及び当該郡市等医師会長に、連絡するものとする。

(叙勲者及び各種表彰受賞者に対する慶祝)

第7条 本会会員で、叙勲(褒章を含む。)を受けた者、及び他団体等から表彰を受けた者のうち会長がその功績が顕著であると認めた者に対して、慶祝の意を表するため、記念品を贈り顕彰するものとする。

(表彰日)

第8条 表彰は、毎年12月開催の理事会開催の日に行うものとする。また、前条に規定する慶祝も同時に行うものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰の方法は、表彰状(賞状、感謝状等)および副賞としての記念品を贈呈して行う。

2 記念品の品目及び金額については、表彰の都度会長が決定するものとする。

(追頌)

第10条 表彰の対象者が、表彰が決定した後死亡した場合においても、本規程を適用し、その表彰は遺族に贈呈して追頌するものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の適用にあたっては、この規程施行前の在任期間その他の期間は、これを通算する。

3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。